



TITLE:

京大広報 No. 57

AUTHOR(S):

京都大学広報委員会

CITATION:

京都大学広報委員会. 京大広報 No. 57. 京大広報 1971, 57: 210-211

ISSUE DATE:

1971-06-11

URL:

<http://hdl.handle.net/2433/209638>

RIGHT:

京大広報

No. 57

京都大学広報委員会

京都大学の学生諸君に

最近学内における集会等において、いくつかの暴力的行為があったが、自己の主張を通そうとして直ちに暴力をふるうのは知性の貧困を物語るものであろう。いやしくも大学において、暴力によって事を律しようとする行為は容認できない。自らの正しさに確信を持つならば討議を通じて相手にこれを認識させる努力を払うべきである。自分の行為を正当化しようとして用いる論理が他からの批判に堪え得るものかどうかよく考えてみるべきであらう。

このようなことは折にふれて諸君に告げたところであり、自明のことをここに繰り返して言わねばならないのは甚だ残念であるが、大学に対する外部からの介入を招かないためにも学生諸君の自戒を切に望むものである。

昭和46年5月21日

学生部長 浅井健次郎

上記は、すでに学内に掲示されたものであるが、これは学内における学生の自治活動の原則にかかわるものであるため、さらに周知徹底をはかるため、「京大広報」に掲載することとした。学生部長としては、これにより、重ねて学生諸君に訴えるとともに、この意図が徹底するよう教職員の方々にご協力願うことも希望している。

(学生部)

経済学部声明書について

6月1日付けにて経済学部は、下記のとおり声

明書を発表した。

声 明 書

最近、一部の学生諸君が不法にも講壇を占拠して講義妨害を行ない、さらにまた、学部長室へ侵入して学部の運営に支障をあたえている。こうした行動は大学の自治を内側から破壊する暴挙であって、われわれはこれを決して容認することはできない。

事実の経過の概要を述べて、学生諸君の理性に訴えると同時にわれわれの立場を明示しておきたいと思う。

去る4月28日正午頃および5月7日午後1時すぎに一部の学生諸君が学部長室へ乱入した。5月7日午後3時頃に学部長は、学生部委員ならびに補導委員と協議の結果、正規の自治組織の代表者との交渉以外の場合に学部長が話し合いを承諾するルールについての教官協議会の昭和44年2月8日の決定に沿って、(1)経済学部の学生であること、(2)面会の用件を明示すること、(3)人数制限を守ること、(4)時間制限を守ること、(5)ヘルメットなどを着用しないこと、以上の五条件を提示し、5月10日午後2時半より約1時間の話し合いを行なうことを承諾した。

しかるに、翌5月8日に右の条件、なかんずく人数制限を守ろうとしないことを明示するビラが配布されていたため、学部長は5月9日にその点を指摘して、5条件を守るよう改めて注意を促した。しかし、一部の学生諸君はこれを拒否し、5月10日午前の学部長の講義時間に、講壇を占拠し、講義を妨害したうえに、いわゆる大衆団交を強要しようとする暴挙に出たのである。

しかも、一部の学生諸君は5月17日の学部長の

講義を再び妨害したのみでなく、ひきつづいて学部長室へ侵入して5月19日午後まで退去しなかった。

一部の学生諸君の掲げる要求項目については、学部長はすでにその見解を明らかにしていたが、5月19日午後に評議員との協議の結果をおおよそ以下のごとくに、改めて伝達した。

(1) 学生のいわゆるスト権の問題は全学的な問題であり経済学部のみで処理しえないところである。もともと研究および教育のための共同体たることを志向すべき大学の理念からすれば、大学が学生のストライキを積極的に承認することはありえないとしても、そうした大学の理念が実現していない現実の諸条件を直視するならば、学生諸君がみずからの責任にもとづいてストライキという意志表示の行動に出ても、これに干渉する意志はない。

(2) 構内夜間立入禁止の問題も同様に全学的な問題であるが、学部としては残留希望の理由が妥当なものであれば、これを随時許可する用意がある。

(3) いわゆる大衆団交なるものは一方的な意志のおしつけに他ならず、自由な討論の場が成立し

ないゆえ、これに応ずることはできない。しかし、正規の自治組織の代表者との交渉以外の場合にも、さきに示した5条件にしたがえば、いつでも話し合う用意がある。

(4) 以上の3点について緊急の教官協議会を開催することはできない。

右のごとく学部長は一部の学生諸君に回答し、理性的に判断し、学部長室を退去することを要求した。

その後、一部の学生諸君は、5月24日の学部長の講義のはじめに上記の要求項目を掲げて暫らく妨害行為をしたのち、学部長室へ侵入して、現在においてもなお退去していない。

学部長は以上の経過について5月27日の教官協議会に報告し、学部長のとった措置ならびに発言の内容は教官協議会により全面的に了承された。

われわれは一部の学生諸君がとっている行動は大学の自治を内側から破壊するものであることを重ねて強調し、学生諸君が理性的な判断にもとづいて行動することを期待する。

昭和46年6月1日

経済学部長 大野英二
経済学部教官協議会